

Y's

10分前後で大体解るシリーズ ①

遺言と相続の関係

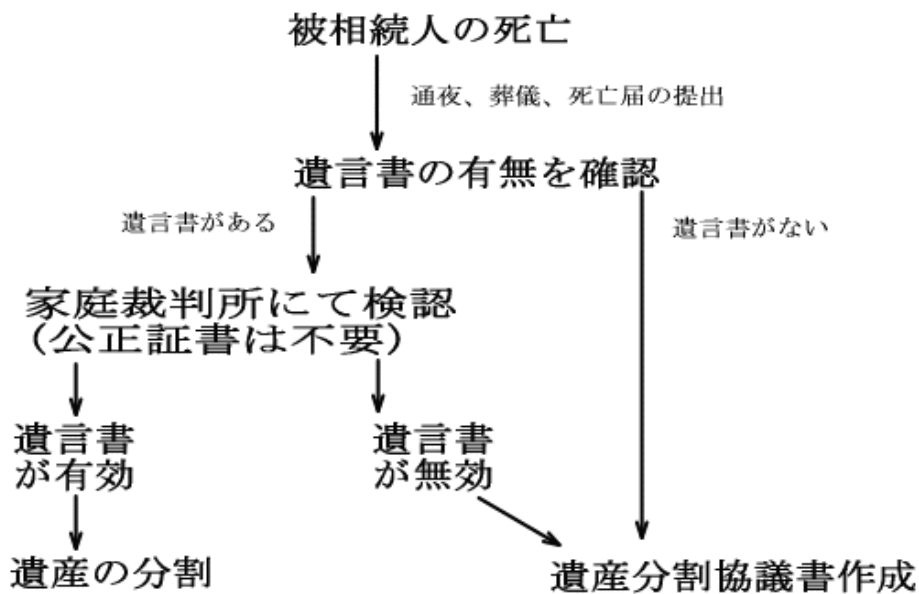
行政書士
ファイナンシャルプランナー 森 瀬 泰 豊

Copyright Y's Office

Y's

相続の手続き

原則的な流れ



Copyright Y's Office

遺言書とは

「相続」を「争続」

にしないために書くもの

遺言書が必要な場合

- ①法定相続人以外の者に財産を与えたい場合
- ②子供がない場合
- ③相続人がいない場合
- ④相続人同士が不仲である場合
- ⑤事業を特定の者に承継させたい場合
- ⑥内縁の夫または妻がいる場合
- ⑦分割できない財産がある場合
- ⑧ペットに遺産を残したい
- ⑨相続人の中で相続させたくない者がいる場合
- ⑩未成年者の子供がいる場合

Y's

講師略歴

1961年 福井県大野市生まれ
神奈川大学卒業

都内の司法事務所勤務 不動産相続・法人設立担当
都内の金融機関に転職 法人融資担当
不動産会社に転職 土地開発・資産運用業務担当
都内にてコンサルティング業務開始
相続・遺言相談・離婚相談
資産運用（金融商品投資相談・不動産投資相談）

| | |
|---------------|-------------------|
| 行政書士 | LEC東京リーガルマインド専任講師 |
| ファイナンシャルプランナー | 全国商店街支援センターアドバイザー |
| 宅地建物取引主任者 | 神奈川県 専門相談員 |
| 認定キャリアコンサルタント | 相模原商工会議所 経営アドバイザー |

<http://ysoffice.jp>
info@ysoffice.jp

Copyright Y's Office

Y's

ご注意

当シリーズは相続や遺言の一般的な事例を基にしており、
全ての相続や遺言が当てはまるようになるわけではありません。

また、法律関係も全てを説明しているものでもありません。

内容に関する一切の保証はいたしませんし内容にかかわる
損害についても責任は負いかねます。

個別具体的な事例につきましては弁護士・行政書士等の
専門家へ相談、確認をお願いいたします。

Copyright Y's Office